

○ 受刑者の集団編成に関する訓令の運用について（依命通達）

〔平成18年 5月23日矯成第3315号
矯正局長依命通達〕

改正 平成19年 3月30日矯成第2047号
平成19年 5月30日矯成第3362号
平成19年 9月19日矯成第5495号
平成20年 4月 1日矯成第2223号
平成20年 9月 9日矯成第5408号
平成21年 2月12日矯成第 633号
平成21年 5月19日矯成第2223号
平成21年12月 8日矯成第6474号
平成22年 3月17日矯成第1180号
平成23年10月 7日矯成第5986号
平成23年11月11日矯成第6869号
平成24年 3月30日矯成第 720号
平成24年11月27日矯成第2623号
平成25年 1月15日矯成第 63号
平成25年10月10日矯成第2219号
平成26年10月 2日矯成第2282号
平成27年 5月28日矯成第1824号
平成29年 3月29日矯成第 974号
平成29年 9月28日矯成第2686号
平成29年10月16日矯成第2844号
平成30年 2月26日矯成第 592号
平成30年 3月29日矯成第 972号
平成30年 5月31日矯成第1484号
平成31年 3月28日矯成第 820号
令和 2年 3月31日矯成第 777号
令和 3年 3月31日矯成第 277号
令和 4年 3月28日矯成第 351号
令和 5年 2月24日矯成第 271号
令和 5年 3月30日矯成第 519号
令和 5年 9月 7日矯成第1569号
令和 5年 9月27日矯成第1716号
令和 5年11月24日矯成第2043号

標記について、下記のとおり定め、受刑者の集団編成に関する訓令（平成18年法務省矯総訓第3314号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（平成18年5月24日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和51年11月1日付け法務省矯教第2243号当職通達「「交通事犯禁錮受刑者の集禁及び処遇要領」の制定について」、同日付け法務省矯教第2244号当職通達「「交通事犯禁錮受刑者の集禁及び処遇要領」の運用について」、昭和53年4月1日付け法務省矯医第673号当職通達「交通事犯懲役受刑者の集禁及び処遇について」及び平成15年12月26日付け法務省矯医第5040号当局医療分類課長通知「「受刑者分類規程の実施について」の運用上の留意事項について」は、廃止します。

記

1 処遇指標の変更（訓令第4条関係）

処遇指標を変更しようとする場合において、当該変更に伴い受刑者を他の刑事施設へ移送することとなる場合は、あらかじめ、矯正管区の長の認可を受けるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、認可を受ける必要はないこと。

- (1) 矯正処遇のうち、作業に関するものを変更する場合
- (2) 専ら刑名又は刑期の変更によって属性を変更する場合
- (3) 専ら年齢が基準に達したことによって属性を変更する場合
- (4) 医師の診断に基づきM若しくはPの属性を指定し、又は指定しないこととする場合（受入れ先となる刑事施設との間で移送についての協議が整っている場合に限る。）

2 処遇指標の判定基準（訓令第5条関係）

- (1) 矯正処遇の種類及び内容の判定基準は、別表1のとおりとすること。
- (2) 属性の判定基準は、次に掲げるところによること。

ア Dの判定基準

拘留受刑者のうち、懲役又は禁錮の刑に引き続いて拘留の刑の執行を受ける者及び拘留の刑の執行に引き続いて懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者を除くこと。

イ J tの判定基準

16歳未満の少年のうち、義務教育未修了のため、主として教科指導を必要とする者、心身に著しい障害があり、専門的医療措置を必要とする者その他少年院における矯正教育の効果が期待できる者とする。ただし、少年院に移送した後、16歳に達するまでの期間が3月未満の者及び矯正施設における逃走歴があるなど少年院での処遇上著しい支障が認められる者は除くこと。

ウ Fの判定基準

次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 日本語の理解力若しくは表現力が不十分なこと又は日本人と風俗習慣を著しく

異にすることにより日本人と同一の処遇をすることが困難な者

- (イ) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に基づく合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族並びに「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」に基づく国際連合の軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族
- (ウ) 「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」に基づくグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の訪問部隊の構成員及び文民構成員並びに「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づくオーストラリアの訪問部隊の構成員及び文民構成員

エ Uの判定基準

次のいずれかに該当する者とし、Uの処遇指標に対応する処遇区分に指定されている刑事施設において決定すること。ただし、次のいずれかに該当し、Uの処遇指標を指定されていた者については、年齢が26歳に達してもなお、引き続き同一の刑事施設において同様の処遇を行うことが特に必要と認められる場合は、30歳になるまでの間は、Uの処遇指標を指定することができる。

- (ア) JA又はYjAの処遇指標を指定された者のうち、次のaないしfのいずれにも該当するもの
 - a 原則として、処遇指標にM、P、F及びIのいずれも含まれていないこと。
 - b 執行すべき刑期がおおむね9月以上であること。
 - c 交通事犯集禁対象者ではないこと。
 - d 心身に著しい障害が認められないこと。
 - e 小集団の編成による少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇（以下「U処遇」という。）によらない処遇の方が改善更生に有効であると認められる明らかな事情がないこと。
 - f その他、U処遇を行うことに著しい支障が認められないこと。
- (イ) YAの処遇指標を指定され、かつ、次のaないしfのいずれにも該当する者のうち、U処遇を行う効果が高いと認められるもの
 - a 原則として、処遇指標にM、P、F及びIのいずれも含まれていないこと。
 - b 執行すべき刑期がおおむね1年以上であること。
 - c 交通事犯集禁対象者ではないこと。
 - d 心身に著しい障害が認められないこと。
 - e 犯罪の背景にある本人の特性、行動傾向等に鑑み、本人の改善更生及び円

滑な社会復帰のために、個別の指導による処遇を行うことが、特に必要であると認められるものであること。

f その他、U処遇を行うことに著しい支障が認められないこと。

オ Y j の判定基準

少年法(昭和23年法律第168号)第20条又は第62条の規定により検察官に送致された事件について言い渡された刑(罰金以下の刑を除く。)の執行を受けている者(当該刑を含む二以上の刑(罰金以下の刑を除く。)に処せられた者を含むものとし、当該事件に係る罪について刑の執行猶予の言渡しを受け、当該言渡しを取り消されて入所した者を除く。以下同じ。)とすること。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者及び可塑性が低いと認められる者は除くこと。

カ Y の判定基準

20歳以上26歳未満の者のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者及び可塑性が低いと認められる者は除くこと。

キ 刑名を異にする2以上の刑を科されている者についての刑名による属性の決定は、上記アの場合を除き、現に執行している刑の刑名によること。

ク 刑執行開始時調査における年齢による属性の決定は、少年の時に刑の言渡しを受けた者については、刑の言渡しを受けた時の年齢により、その他の者については、調査時の年齢によること。

なお、処遇指標を決定するまでの間に年齢が基準に達し、これによって属性を変更すべき場合には、少年の時に刑の言渡しを受けた者については、いったん刑の言渡しを受けた時の年齢により属性を指定した後、直ちに決定時点における年齢により属性を変更し、その他の者については、直接決定時点における年齢により属性を指定すること。

ケ 2以上の刑を科されている者についての刑期による属性の決定は、現に執行中の刑の執行すべき刑期と、これと刑名を同じくする他の刑の執行すべき刑期とを合算したものによること。

コ 不定期刑の言渡しを受けた者についての刑期による属性の決定は、その短期によること。ただし、仮釈放の取消しにより不定期刑の残刑が執行される者については、その長期までの残刑によること。

(3) 犯罪傾向の進度の判定基準は、別表2のとおりとすること。

3 処遇指標の表示(訓令第6条関係)

(1) 基本的表示方法

処遇指標は、特に指定がある場合を除き、矯正処遇の符号を括弧書きした後に属性の符号を表示し、その次に、犯罪傾向の進度の符号を表示すること。

(2) 矯正処遇の種類及び内容の表示方法

ア 複数の種類の矯正処遇を表示する場合は、V（作業）、R（改善指導）、E（教科指導）の順で表示すること。

イ R（改善指導）について、複数の区分又は種類を判定する場合は、数字の若い順に表示すること。例えば、R 0（一般改善指導）、R 1（特別改善指導「薬物依存離脱指導」）及びR 5（特別改善指導「交通安全指導」）を判定する場合は、（R 0、R 1、R 5）と表示すること。

(3) 属性の表示方法

ア 複数の属性を有する場合は、D、J t、M、P、W、F、I、U、J、L、Y j、Yの順で表示すること。

イ M及びPを同時に表示する場合で、主として身体上の疾患又は障害に対する医療を行うときは、上記アにかかわらず、P、Mの順で表示すること。

4 刑事施設等の処遇区分（訓令第7条関係）

処遇区分は、別表3のとおりとすること。

5 処遇を行う刑事施設等の指定（訓令第8条関係）

(1) 訓令第8条第1項に規定する矯正局長が定める場合は、次に掲げる場合とすること。

ア 執行すべき刑期が3月未満であり、かつ、他の刑事施設等へ移送することが不相当と認められるとき。

イ 処遇指標の決定又は変更に基づいて、これに対応する刑事施設等への移送の準備中であるとき。

ウ 医療を主として行う刑事施設等に移送すべき者について、直ちに移送することが困難であるとき。

エ 医療専門施設又は医療重点施設において、共助診療を行うために収容するとき。

オ 年齢が20歳に達したことにより属性を変更した場合において、その時点における残りの執行すべき刑期が短いことその他特別の事由により、引き続き同一の刑事施設において収容を継続することが相当と認められるとき（引き続き同一の刑事施設において6月以上収容を継続する場合においては、矯正管区の長の認可を受けたとき）。

カ 年齢が26歳に達したことにより属性を変更した場合において、引き続き同一の刑事施設において収容を継続することが相当と認められるとき。

キ 6月以内に年齢が26歳に達することにより属性の変更が見込まれる者について、変更後の属性に対応する刑事施設に収容することが相当と認められるとき。

ク 刑名の変更により属性を変更した場合において、6月以内に変更前の属性に復することが確実であるとき。

ケ 釈放前の保護上移送により収容するとき。

コ 裁判所、検察庁の審理等のために必要があるとき。

サ 法第 8 1 条の規定により逃走者等を連れ戻し、その他護送を行うに当たり、仮に最寄りの刑事施設等に収容するとき。

シ 災害に際し、法第 8 3 条第 1 項の規定により護送された者又は同条第 3 項の規定により出頭した者を収容するとき。

ス 自営作業等のため、矯正管区の長が指示し、又は認可したとき。

セ 受刑者等の作業に関する訓令（平成 1 8 年矯成訓第 3 3 2 7 号大臣訓令）第 9 条第 1 項第 1 号に規定する総合訓練又は同項第 2 号に規定する集合訓練を行うとき。

ソ 特定の刑事施設で実施する特別改善指導を受けさせる場合において、矯正管区の長が指示し、又は認可したとき。

タ 上記ソにかかわらず、性犯罪再犯防止指導の本科を実施する施設において、性犯罪再犯防止指導を行うとき。

チ 犯罪傾向が進んでいる禁錮受刑者について、その処遇指標に対応する処遇区分に指定されている刑事施設等に収容することにより当該刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものとして矯正管区の長が指示し、又は認可したとき。

ツ その他矯正局長が指示し、又は認可したとき。

(2) 上記（1）のツの場合における矯正局長に対する認可申請は、別紙様式 1 及び別紙様式 2 により行うこと。

(3) 刑事施設等間の受刑者の移送については、平成 1 8 年 5 月 2 3 日付け法務省矯成第 3 3 1 6 号当職依命通達「受刑者の移送について」に定めるところによること。

6 処遇の標準（訓令第 9 条関係）

属性及び犯罪傾向の進度に応じた処遇の標準は、別表 4 のとおりとすること。

7 その他

(1) 処遇上の参考符号について

年齢を考慮した処遇を要する者又は医療上等の配慮を要する者については、処遇上の参考とするため、次のとおり符号を付し、処遇指標の後においてこの順序で表示すること。

ア 1 8 歳以上の少年 e

イ 精神医療のために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要はないが、精神医療上の配慮を要する者 m

ウ 身体医療のために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要はないが、身体医療上の配慮を要する者 p

エ 入浴、排せつ、食事、歩行等日常生活における基本的な動作に支障があり、居室の指定、作業の指定その他の処遇上の配慮を要する者 s

オ 知的能力の制約、認知機能の低下又は発達上の課題を有していること等により他の受刑者と同様の生活を送ることが困難であり、日常生活全般にわたり処遇上の配慮を要する者 d

(2) 受刑在院者の取扱いについて

少年法第56条第3項の規定により少年院において刑の執行を受ける者については、少年院における収容開始後は、少年院法（平成26年法律第58号）等により処遇を受けることとなり、法、訓令及び本依命通達は適用されないことに留意すること。

8 経過措置（附則関係）

- (1) 訓令附則第2項第1号のエにおいて、「可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる場合」というのは、当該受刑者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない場合とすること。
- (2) 訓令の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者で、受刑者の処遇調査に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令）により廃止された受刑者分類規程の全部を改正する訓令（平成13年法務省矯医訓第662号大臣訓令）により、M級として指定されている者で、医療を主として行う刑事施設に収容する必要がない者については、本依命通達記の7の（1）のアに定めるmの符号に、P級に指定されている者で、医療を主として行う刑事施設に収容する必要がない者については、本依命通達記の7の（1）のイに定めるpの符号に、訓令施行後の定期再調査日までは、それぞれ該当するものとみなす。
- (3) 訓令附則第2項及び前号の規定により、訓令の施行の際現に収容されている受刑者の処遇指標とみなされた処遇指標が、上記2の判定基準に照らして適切でないと認められた場合は、速やかに臨時再調査を実施した上で、適切な処遇指標を指定すること。

別表1 矯正処遇の種類及び内容の判定基準

矯正処遇		符号	判定基準		
作業	一般作業	V 0	懲役受刑者並びに法第93条の作業を行うことを許された禁錮受刑者及び拘留受刑者		
	職業訓練	V 1	職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる必要があると認められる者		
改善指導	一般改善指導	R 0	犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための指導を必要とする者		
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R 1	右に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者	麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存があること
		暴力団離脱指導	R 2		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であること
		性犯罪再犯防止指導	R 3		性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等があること
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4		人の生命又は心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要があること
		交通安全指導	R 5		自動車等の運転により罪を犯し、遵法精神や交通安全に関する意識が乏しいこと
		就労準備指導	R 6		就労意欲が不足し、職場における人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式が身に付いていないこと
教科指導	補習教科指導	E 1	社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、学校教育の内容に準ずる内容の指導を必要とする者		
	特別教科指導	E 2	学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる者		

別表2 犯罪傾向の進度の判定基準

着 眼 点	A 指 標	B 指 標
1 施設収容歴及び再犯の可能性	<p>児童自立支援施設若しくは少年院の収容歴が1回以内であるか、又は児童自立支援施設若しくは少年院の収容歴が2回以上であるが、最近の出所若しくは出院から5年以上を経過している者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者</p> <p>(1) 受刑のために刑事施設等に入所したことがない者（再犯の可能性が特に高い者を除く。）</p> <p>(2) 受刑のために刑事施設等に入所した回数が今回を含めて3回以内の者のうち、再犯の可能性が特に低い者であり、かつ、前回受刑中に故意による粗暴行為の反復その他受刑態度に著しい問題性が認められない者</p>	左記以外の者
2 反社会性集団への所属性	<p>どのような反社会性集団にも所属したことがない、又は反社会性集団に所属したことはあるが、周縁的構成員であり、かつ、活動期間が1年未満である者</p>	<p>反社会性集団の中心的構成員であるか、又は同集団の周縁的構成員であるが、活動期間が1年以上である者</p>

(使用要領)

- 1 犯罪傾向の進度に係る判定は、本表の全てのA指標に該当する者をAと判定し、また、本表の1以上のB指標に該当する者をBと判定すること。ただし、これらの指標は、絶対的指標と解すべきものではないから、このほかに、できる限り、内面的特徴、特に性格や価値観の偏りがどの程度社会不適応の原因となり、犯罪性を固着させているかなどを調査して、妥当な判定をすることに努めること。
- 2 「児童自立支援施設若しくは少年院の収容歴が2回以上であるが、最近の出所若しくは出院から5年以上を経過している」とは、原則として、最近の出所又は出院した日から、その後、最初に受刑に至った事件の「犯行日」までの期間を基準として、判定すること。

3 再犯の可能性の判定においては、平成29年10月16日付け法務省矯成第2842号当職通達「受刑者用一般リスクアセスメントツールについて」の結果において、再犯リスクレベルが1の者を「再犯の可能性が特に低い者」とし、再犯リスクレベルが4の者を「再犯の可能性が特に高い者」とすること。

なお、同ツールによる再犯リスクレベルは、受刑者が出所後2年以内に再び受刑するに至る再犯をする可能性を示すものであるので、処遇調査の過程において得られた資料等を踏まえ、総合的に判断すること。

4 少年法第56条第3項の規定による少年院への収容歴は、受刑歴として取り扱い、少年院の収容歴としては取り扱わないこと。

5 反社会性集団とは、暴力団等犯罪に親近性を有する組織集団をいうこと。

別表3 処遇区分表

施設名 (拘置支所を有する施設については、当該支所を含む。)	矯正処遇							属性/ 犯罪傾向の 進度	備 考
	V 1	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6		
	職業 訓練	薬物 依存 離脱 指導	暴力 団離 脱指 導	性犯 罪再 犯防 止指 導	被害 者の 視点 を取り 入れた 教育	交通 安全 指導	就労 準備 指導		
札幌刑務所	○	○	○	◎	○		○	M、P、 F、 LB、B	左記のLBは、当職が認可又は指示した者に限る。
札幌刑務支所		○			○	○	○	W	
旭川刑務所	○	○	○	○	○	○	○	LB、B	
帯広刑務所	○	○	○	○	○		○	B	
釧路刑務支所		○			○	○		○	A、B
網走刑務所	○	○	○	○	○	○	○	B	
月形刑務所	○	○	○	○	○	○	○	B	
函館少年刑務所	○	○		◎	○	○	○	I、JA、 YjA、 YA、A、 B	左記のJA及びYjAは、当職が認可又は指示した者に限る。 左記のBは、左記少年刑務所で刑の執行を開始した特別調整候補者となる見込みの者に限る。
青森刑務所	○	○	○	○	○		○	B	
宮城刑務所	○	○	○	○	○	○	○	M、P、L B、 B	
秋田刑務所	○	○	○	○	○	○	○	B	
山形刑務所	○	○		◎	○	○	○	I、LA、 A、 B	左記のBは、左記刑務所で刑の執行を開始した特別調整候補者となる見込みの者に限る。
福島刑務所	○	○	○	○	○	○	○	F、B	
福島刑務支所		○			○	○	○	W	
盛岡少年刑務所	○	○		◎	○	○	○	JB、 YjB、 YB、B	左記のBは、刑期終了日において36歳未満の者で、かつ、暴力団員でない者に限る。
水戸刑務所	○	○	○	○	○		○	B	
栃木刑務所	○	○			○	○	○	W、WF、 WJ、 WLYj、 WYj	左記のWJ、WLYj及びWYjのうち、WJA、WLYjA及びWYjAについては、当職が認可又は指示した者に限る。
喜連川社会復帰促進センター	○	○		○	○	○	○	W、I、 A、 B	左記のWは、女子喜連川社会復帰促進センター対象者に限る。 左記のI及びBは、男子喜連川社会復帰促進センター特化ユニット対象者に限る。 左記のAは、男子喜連川社会復帰促進センター対象者及び男子喜連川社会復帰促進センター特化ユニット対象者に限る。
前橋刑務所	○	○	○	○	○		○	F、B	
千葉刑務所	○	○		◎	○	○	○	LA、A	左記のAは、執行すべき刑期が8年以上の者に限る。

市原刑務所	○				○	○	○	I、JA、YjA、YA、A	左記のI、JA、YjA、YA及びAは、原則として、執行すべき刑期が4年未満の交通事犯集禁対象者に限る。
東日本成人矯正医療センター	○	○		○	○		○	M、MW、P、PW、W、A	
府中刑務所	○	○	○	◎	○		○	M、P、F、FJ、FYj、LB、B	左記のFは、原則として、F(条約B)のほか、F(特別)又はF(条約A)のうち著しく処遇困難な者に限る。 左記のFJ及びFYjは、F(特別)J、F(特別)Yj、F(条約B)J及びF(条約B)Yjに限る。 左記のLBは、当職が認可又は指示した者に限る。
横浜刑務所		○	○	◎	○	○	○	F、LB、B	左記のFは、F(特別)を含む。
横須賀刑務支所	○	○		○	○	○	○	F、FJ、FYj、A	左記のFは、原則として、F(条約A)に限る。 左記のFJ及びFYjは、F(条約A)J及びF(条約A)Yjに限る。
新潟刑務所	○	○	○	○	○		○	F、B	
甲府刑務所	○	○	○	○	○	○	○	F、I、A、B	
長野刑務所	○	○		◎	○	○	○	I、LA、A、B	左記のBは、左記刑務所で刑の執行を開始した特別調整候補者となる見込みの者に限る。
静岡刑務所	○	○		○	○	○	○	F、A、B	左記のBは、左記刑務所で刑の執行を開始した特別調整候補者となる見込みの者に限る。
川越少年刑務所	○	○		◎	○	○	○	I、U、FJ、FYj、JA、LYjA、YjA、YA、A、B	左記のLYjAは、若年受刑者処遇要領を用いた処遇を受けている者に限る。 左記のAは、刑期終了日において36歳未満の者に限る。 左記のBは、左記少年刑務所で刑の執行を開始した特別調整候補者となる見込みの者に限る。
市原青年矯正センター	○	○			○	○	○	U	左記のUは、市原青年矯正センター対象者に限る。
松本少年刑務所	○	○		◎	○	○	○	JB、YjB、YB	
東京拘置所	○	○		○	○	○	○	W、A	
立川拘置所		○	○	○	○	○	○	P、W、B	左記のPは、人工透析が必要な者に限る。
富山刑務所	○	○	○	○	○	○	○	B	
金沢刑務所	○	○	○	○	○		○	F、B	
福井刑務所	○	○		○	○		○	A、B	左記のBは、左記刑務所で刑の執行を開始した特別調整候補者となる見込みの者に限る。
岐阜刑務所	○	○	○	○	○	○	○	LB、B	
笠松刑務所	○	○			○	○	○	W	
岡崎医療刑務所	○	○		○	○		○	M、A	

名古屋刑務所	○	○	○	◎	○	○	○	M、P、 F、 LB、B	左記のLBは、当職が認可又は指示した者に限る。 左記のFは、特定言語に限り、F（特別）を含む。
豊橋刑務支所		○			○	○	○	W、A	
三重刑務所	○	○		◎	○	○	○	I、A、B	左記のBは、左記刑務所で刑の執行を開始した特別調整候補者となる見込みの者に限る。
名古屋拘置所	○	○		○	○	○	○	W、A	
京都刑務所	○	○	○	○	○	○	○	F、LB、 B	左記のLBは、当職が認可又は指示した者に限る。
大阪刑務所	○	○	○	◎	○		○	M、P、 F、 FJ、 FYj、 LB、B	左記のFは、原則として、F（特別）に限る。 左記のFJ及びFYjは、F（特別）J及びF（特別）Yjに限る。 左記のLBは、当職が認可又は指示した者に限る。
西日本成人矯正医療センター		○		○	○		○	M、MW、 P、 PW、W、 A	
神戸刑務所	○	○	○	○	○		○	F、LB、 B	
加古川刑務所	○	○		◎	○	○	○	W、I、J A、 YjA、 YA、A	左記のJA及びYjAは、交通事犯集禁対象者又は当職が認可若しくは指示した者に限る。 左記のI、YA及びAは、交通事犯集禁対象者を含む。
播磨社会復帰促進センター	○	○		○	○	○	○	A、B	左記のAは、播磨社会復帰促進センター対象者及び播磨社会復帰促進センター特化ユニット対象者に限る。 左記のBは、播磨社会復帰促進センター特化ユニット対象者に限る。
和歌山刑務所	○	○			○	○	○	W、WF、 WJ、 WLYj、 WYj	左記のWJ、WLYj及びWYjのうち、WJA、WLYjA及びWYjAについては、当職が認可又は指示した者に限る。
姫路少年刑務所	○	○		○	○	○	○	FJ、 FYj、 JB、 YjB、 YB、B	左記のBは、刑期終了日において36歳未満の者で、かつ、暴力団員でない者に限る。 左記のFJ及びFYjは、川越少年刑務所に収容することが不適当な者に限る。
京都拘置所	○	○		○	○	○	○	W、A	
大阪拘置所		○		○	○	○	○	W、A	
神戸拘置所		○		○	○	○	○	W、A	
鳥取刑務所	○	○	○	○	○	○	○	B	
松江刑務所	○	○	○	○	○		○	B	
島根あさひ社会復帰促進センター	○	○		○	○	○	○	YA、 A	左記のYA及びAは、島根あさひ社会復帰促進センター対象者及び島根あさひ社会復帰促進センター特化ユニット対象者に限る。
岡山刑務所	○	○		○	○	○	○	LA、A	左記のAは、執行すべき刑期が8年以上の者に限る。
広島刑務所	○	○	○	◎	○		○	F、P、 LB、A、 B	左記のLBは、当職が認可又は指示した者に限る。 左記のAは、確定施設における刑執行開始時調査時の年齢が70歳以上の者に限る。

								J t MW、 J t PW	
交野女子学院								J t W	
奈良少年院								J t	

(注意事項)

- 1 「矯正処遇」欄の○は、当該矯正処遇を実施することができることを示す。
 なお、矯正処遇のうち、一般作業、一般改善指導、補習教科指導及び特別教科指導は、全刑事施設で実施することができるため、本表には表示していない。
- 2 上記1にかかわらず、「R 3 (性犯罪再犯防止指導)」欄については、○は、平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号当職依命通達「改善指導の標準プログラムについて」別紙3の3の(2)の指導科目のうち「メンテナンス」を実施することができることを示し、◎は、指導科目「本科」及び「メンテナンス」を実施することができることを示す。
 なお、指導科目「オリエンテーション」は、同依命通達別紙3の2の(2)のウに基づき犯罪者調査を実施した刑事施設において、同調査に併せて実施するものとする。
- 3 「属性/犯罪傾向の進捗」欄の符号の意味は、次のとおりとする。
 - (1) 属性の符号のみを記載している場合は、犯罪傾向の進捗にかかわらず、当該属性に係る処遇指標の指定を受ける者を処遇する。
 - (2) 属性及び犯罪傾向の進捗の符号を複合させている場合（例えば、FA、YB等）は、当該複合指標の指定を受ける者を処遇する。
 - (3) 犯罪傾向の進捗の符号のみ記載している場合は、属性に係る処遇指標の指定を受けず、かつ、当該犯罪傾向の進捗に係る処遇指標の指定を受ける者を処遇する。
- 4 「備考」欄の属性Fに関する記述に用いられている略称は、次の者を指す。
 - (1) F (特別)

本依命通達記の2の(2)のウの(ア)に該当する者のうち、次のいずれかに該当する者

 - ア 日本語の理解力又は表現力が特に劣る者、すなわち、片言の日本語による意思表示にも支障があるか、又は平易な日本語による指導の理解にも困難を来す者
 - イ 日本人と著しく異なる風俗習慣を有し、かつ、それに強く固執する者
 - ウ 大使館又は領事館等の関係機関との緊密な連絡調整を必要とする者
 - エ 特殊な軍隊若しくは武装的な集団に所属した経歴又は重大事犯による本国での受刑歴等、特異な経歴を有する者
 - オ その他、処遇上、特別の配慮を要する者
 - (2) F (条約A)

本依命通達記の2の(2)のウの(イ)に該当する者
 - (3) F (条約B)

本依命通達記の2の(2)のウの(ウ)に該当する者
- 5 属性Dに係る処遇指標の指定を受けた者は、犯罪傾向の進捗及びDに複合する他の属性の如何にかかわらず、原則として確定施設で引き続き処遇する。
- 6 交通事故犯集禁対象者とは、次のいずれにも該当する18歳以上の者とする。

- (1) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）第64条第3号に規定する自動車等の運転による犯罪（以下「交通事犯」という。）以外の犯罪による懲役刑又は禁錮刑を併有しないこと。
 - (2) 交通事犯以外の犯罪による受刑歴がないこと。
 - (3) 心身に著しい障害がないこと。
 - (4) 処遇施設において、早期のうちに制限区分第1種に判定され、開放的施設処遇又は開放的施設処遇に準じた処遇の実施が可能と見込まれること。
- 7 男子喜連川社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する男子とする。
- (1) 刑事施設への収容が初めてであること。
 - (2) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
 - (3) 犯罪傾向が進んでいないこと。
 - (4) 喜連川社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね1年以上8年未満であること。
 - (5) 26歳以上であること。
 - (6) 集団生活に順応できること。
 - (7) 心身に著しい障害がないこと。
- 8 女子喜連川社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する女子とする。
- (1) 老衰が認められる高齢者ではないこと。
 - (2) 身体障害、下肢筋力低下等により、歩行状態が不安定でないこと。
 - (3) 喜連川社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期が10年未満であること。
- 9 男子喜連川社会復帰促進センター特化ユニット対象者とは、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する男子並びに(1)から(3)まで、(6)及び(7)のいずれにも該当する男子とする。
- (1) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
 - (2) 喜連川社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね1年以上8年未満であること。
 - (3) 26歳以上であること。
 - (4) 精神障害又は知的障害を有し、社会適応のための訓練を要すること。
 - (5) 著しい身体疾患がないこと。
 - (6) 身体障害又は高齢のため、養護的処遇を要すること。
 - (7) 精神障害及び知的障害がないこと。
- 10 播磨社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する男子とする。
- (1) 刑事施設への収容が初めてであること。
 - (2) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
 - (3) 犯罪傾向が進んでいないこと。
 - (4) 播磨社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね3月以上8年未満であること。
 - (5) 26歳以上であること。

- (6) 集団生活に順応できること。
 - (7) 心身に著しい障害がないこと。
- 11 播磨社会復帰促進センター特化ユニット対象者とは、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する男子並びに(1)から(3)まで、(6)及び(7)のいずれにも該当する男子とする。
- (1) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
 - (2) 播磨社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね1年以上8年未満であること。
 - (3) 26歳以上であること。
 - (4) 精神障害又は知的障害を有し、社会適応のための訓練を要すること。
 - (5) 著しい身体疾患がないこと。
 - (6) 身体障害又は高齢のため、養護的処遇を要すること。
 - (7) 精神障害及び知的障害がないこと。
- 12 島根あさひ社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する男子とする。
- (1) 刑事施設への収容が初めてであること。
 - (2) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
 - (3) 犯罪傾向が進んでいないこと。
 - (4) 島根あさひ社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね1年以上8年未満であること。
 - (5) 20歳以上であること。
 - (6) 老衰が認められる高齢者ではないこと。
 - (7) 集団生活に順応できること。
 - (8) 心身に著しい障害がないこと。
- 13 島根あさひ社会復帰促進センター特化ユニット対象者とは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当する男子並びに(1)から(5)まで、(8)及び(9)のいずれにも該当する男子とする。
- (1) 刑事施設への収容が初めてであること。
 - (2) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
 - (3) 犯罪傾向が進んでいないこと。
 - (4) 島根あさひ社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね1年以上8年未満であること。
 - (5) 20歳以上であること。
 - (6) 精神障害又は知的障害を有し、社会適応のための訓練を要すること。
 - (7) 著しい身体疾患がないこと。
 - (8) 身体障害又は高齢のため、養護的処遇を要すること。
 - (9) 精神障害及び知的障害がないこと。
- 14 男子美祢社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する男子とする。
- (1) 美祢社会復帰促進センターにおいて執行されるのは、懲役刑のみであること。
 - (2) 刑事施設への収容が初めてであること。
 - (3) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。

- (4) 犯罪傾向が進んでいないこと。
 - (5) 原則として他人の生命、身体又は精神に回復困難な犯罪被害をじゃっ起していないこと。
 - (6) 執行すべき刑期が6年以下であり、かつ、美祢社会復帰促進センターに移送される際に残りの執行すべき刑期が1年以上であること。
 - (7) 20歳以上であること。
 - (8) 老衰が認められる高齢者ではないこと。
 - (9) 集団生活に順応できること。
 - (10) 心身に著しい障害がないこと。
 - (11) 交通事犯集禁対象者ではないこと。
- 15 女子美祢社会復帰促進センター対象者とは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当する女子並びに20歳未満の者又は少年法第20条若しくは第62条の規定により検察官に送致された事件について言い渡された刑（罰金以下の刑を除く。）の執行を受けている者で20歳以上26歳未満の者については、26歳に達するまでの間は、(1)から(4)まで、(7)及び(8)のいずれにも該当する女子とする。
- (1) 美祢社会復帰促進センターにおいて執行されるのは、懲役刑のみであること。
 - (2) 刑事施設への収容が初めてであること。
 - (3) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
 - (4) 犯罪傾向が進んでいないこと。
 - (5) 執行すべき刑期が10年未満であって美祢社会復帰促進センターに移送される際に残りの執行すべき刑期が1年以上であること又は執行すべき刑期が10年以上であって美祢社会復帰促進センターに移送される際に残りの執行すべき刑期が1年以上5年以下であること。
 - (6) 老衰が認められる高齢者ではないこと。
 - (7) 心身に著しい障害がないこと。
 - (8) 執行すべき刑期が9月以上であること。
- 16 特別調整候補者となる見込みの者とは、次のいずれにも該当する男子とする。
- (1) 高齢であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
 - (2) 釈放後の住居がないこと。
 - (3) 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると見込まれること。
 - (4) 確定施設における刑執行開始時調査の際、令和3年3月31日付け法務省保観第44号矯正局長及び保護局長通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」別添実施要領第3の1の(1)の特別調整候補者となることを望んでいると認められること。
 - (5) 確定施設が所在する都道府県で生活したことがあるか、又は当該都道府県に帰住することを希望していること。

- (6) 改善更生の意欲を示していること。
- (7) どのような反社会性集団にも所属したことがない、又は反社会性集団に所属したことはあるが、同集団における活動をしなくなってから長期間を経過していること。
- (8) 執行すべき刑期が3年未満であること。
- (9) その他確定施設で処遇することに著しい支障が認められないこと。

17 市原青年矯正センター対象者とは、次のいずれにも該当する男子とする。

- (1) 市原青年矯正センターにおいて執行されるのは、懲役刑のみであること。
- (2) 刑事施設への収容が初めてであること。
- (3) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
- (4) 犯罪傾向が進んでいないこと。
- (5) 執行すべき刑期がおおむね5年以下であり、かつ、市原青年矯正センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期が1年以上であること。
- (6) 刑期終了日において30歳未満であること。
- (7) 知的障害、情緒障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者として、社会適応のための訓練を要すること。
- (8) 市原青年矯正センターにおける開放的処遇に準じた処遇の実施に支障がないこと。

別表4 属性及び犯罪傾向の進度に応じた処遇の標準

属性に応じた処遇の標準

属性	特に重視すべき処遇重点事項
D	<p>早期に社会復帰することを前提に、釈放後の具体的な生活設計を考えさせるための指導をすること。</p>
J t	<p>思春期における心身の発達を十分に考慮した処遇をすること。 体育及びレクリエーション活動を活発に実施すること。 基本的な生活習慣及び対人関係技術を習得させるための指導をすること。 義務教育課程を履修させるなどの学力の向上のための指導をすること。 引受人及び帰住先の確保及び維持のための指導及び援助をすること。</p>
M	<p>一般の健康者とは異なることを絶えず念頭においた処遇をすること。 各人の精神上的の疾病又は障害の症状及び特徴を十分に理解した上で処遇をすること。 各人の疾病又は障害の症状及び特徴に応じた効果的な治療措置を施すこと。 治療のために必要な措置を最優先して処遇をすること。 症状の程度に応じて、一般の健康者と同様の処遇を組み入れること。 引受人及び帰住先の確保及び維持のための指導及び援助をすること。</p>
P	<p>各人の身体上の疾病又は障害の症状や程度を十分に理解した上で処遇をすること。 治療のために必要な措置を最優先して処遇をすること。 症状の程度に応じて、一般の健康者と同様の処遇を組み入れること。 引受人及び帰住先の確保及び維持のための指導及び援助をすること。</p>
W	<p>自立性を養わせ、生活設計を確立させるための指導をすること。 社会復帰後の自立に有用な知識、技能及び資格を取得させるための指導をすること。 引受人及び帰住先の確保及び維持のための指導及び援助をすること。</p>
F	<p>意思の疎通に努めること。 日本人被収容者とのトラブル発生に注意すること。 日本の文化、生活習慣等に対する理解を深めさせること。</p>
I	<p>勤労意欲の維持向上のための指導をすること。 社会情勢に関する情報提供をすること。 社会規範を遵守する習慣と責任感を養わせるための指導をすること。 自律性を養わせるための指導をすること。</p>

U	<p>小集団に編成したユニットにおいて、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した処遇を行うこと。</p> <p>各人の心身発達段階を十分に考慮した処遇をすること。</p> <p>社会生活に必要な基本的な生活習慣、対人関係技術等を習得させるための生活上の指導を行うこと。</p> <p>出所後の生活設計や進路選択に応じた指導及び支援を実施すること。</p> <p>引受人その他改善更生に資すると認められる者との関係を改善し、適切に維持し、又は構築するための働き掛けを行うこと。</p>
J	<p>各人の心身発達段階を十分に考慮した処遇をすること。</p> <p>体育活動を活発に実施すること。</p> <p>社会常識を習得させ、規範を遵守する習慣を養わせるための指導をすること。</p> <p>教科及び職業に関する資格の取得のための指導をすること。</p> <p>引受人及び帰住先の確保及び維持のための指導及び援助をすること。</p>
L	<p>長期的展望に立った処遇を行うこと。</p> <p>感情、情緒、態度等の把握に努めること。</p> <p>行事を活発に計画し、クラブ活動を奨励すること。</p> <p>社会情勢に関する情報提供をすること。</p> <p>健康の管理及び体力の維持に留意した処遇をすること。</p> <p>引受人との面会、信書の発信等を積極的に指導すること。</p> <p>釈放前指導を重点的に実施すること。</p> <p>熟練又は長期の学習を要する作業を行わせること。</p>
Y j	<p>悪風感染の防止に留意した処遇をすること。</p> <p>特技及び適性の発見に努め、これに応じた指導をすること。</p> <p>可塑性に期待し、積極的な働き掛けを重点的に行うこと。</p> <p>体育活動を活発に実施すること。</p> <p>職業に関する資格の取得のための指導をすること。</p> <p>引受人及び帰住先の確保及び維持のための指導その他の措置を講ずること。</p>
Y	<p>悪風感染の防止に留意した処遇をすること。</p> <p>特技及び適性の発見に努め、これに応じた指導をすること。</p> <p>可塑性に期待し、積極的な働き掛けを行うこと。</p> <p>体育活動を活発に実施すること。</p>

注 2以上の属性が組み合わさった場合（例えば、FLY、WIJ等）」は、それぞれの属性別の処遇の標準を組み合わせて標準とするが、この場合においては、表示順序が先の属性の処遇の標準を優先させること。

犯罪傾向の進度に応じた処遇の標準

犯罪傾向の進度	特に重視すべき処遇重点事項
A	<p>刑執行開始時の指導を十分に行うこと。</p> <p>自律性を養わせ、できる限り自治活動を取り入れること。</p> <p>更生意欲を培わせ、収容期間中の目標を自ら立てさせること。</p>
B	<p>厳正な態度をもって接すること。</p> <p>保安及び警備を厳重にすること。</p> <p>被収容者間の人間関係、特に反社会性集団の派閥関係に留意した処遇をすること。</p> <p>勤労の意欲及び習慣を培わせるための指導をすること。</p> <p>引受人及び帰住先の確保のための指導及び援助をすること。</p>

別紙様式 1

○発第 号
年 月 日

○○矯正管区長 殿

○○○○所長

受刑者の区分外収容について（申請）

当所収容中の下記受刑者について、処遇区分外の収容をする必要がありますので、下記のとおり申請します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 本籍地
- 4 刑の執行関係
 - (1) 罪名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 (元号) 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 (元号) 年 月 日
 - (5) 入所年月日 (元号) 年 月 日
- 5 処遇指標
- 6 本犯の概要
- 7 申請の理由
- 8 区分外収容期間
- 9 その他参考事項

※ 移送先の刑事施設において処遇区分外収容をすることについて申請する場合には、「その他参考事項」欄に、区分外収容を行うこととなる刑事施設名（希望する移送先施設名）を記載すること。

別紙様式 2

○発第 号
年 月 日

矯正局長 殿

〇〇矯正管区長

受刑者の区分外収容について（上申）

管下〇〇〇刑務所長から、標記について別紙のとおり申請がありましたが、下記の理由により、処遇区分外の収容が必要と認められますので、上申します。

記

1 上申の理由

2 その他参考事項

※ 別紙様式 1 により刑事施設長から矯正管区長宛てになされた申請書を添付すること。